

＜下水道に流す場合の水質基準＞

令和7年6月1日現在

水質項目		特定施設を設置している事業場 (排水量：m ³ /日)			特定施設を設置していない 事業場	
		50以上	30～50	30未満		
有害項目	カドミウム及びその化合物	0.03 以下			0.03 以下	
	シアン化合物	0.7 (0.3) 以下			0.7 (0.3) 以下	
	有機リン化合物	0.7 (0.3) 以下			0.7 (0.3) 以下	
	鉛及びその化合物	0.1 以下			0.1 以下	
	六価クロム化合物 ^{※4}	0.2 (0.1) 以下			0.2(0.1) 以下	
	砒素及びその化合物	0.1 (0.05) 以下			0.1 (0.05) 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下			0.005 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 以下			0.003 以下	
	トリクロロエチレン	0.1 以下			0.1 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 以下			0.1 以下	
	ジクロロメタン	0.2 以下			0.2 以下	
	四塩化炭素	0.02 以下			0.02 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下			0.04 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下			1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下			0.4 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下			3 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下			0.06 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下			0.02 以下	
	チウラム	0.06 以下			0.06 以下	
	シマジン	0.03 以下			0.03 以下	
	チオベンカルブ	0.2 以下			0.2 以下	
	ベンゼン	0.1 以下			0.1 以下	
	セレン及びその化合物	0.1 以下			0.1 以下	
	ほう素及びその化合物 ^{※2}	10 [230] 以下			10 [230] 以下	
	ふっ素及びその化合物 ^{※2}	8 [15] 以下			8 [15] 以下	
1,4-ジオキサン	0.5 以下			0.5 以下		
ダイオキシン類	10 以下			10 以下		
一般項目等	フェノール類	5 以下			5 以下	
	銅及びその化合物	3 以下			3 以下	
	亜鉛及びその化合物 ^{※3}	2 以下			2 以下	
	クロム及びその化合物	2 以下			2 以下	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下			10 以下	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下			10 以下	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 以下			600 以下	
	浮遊物質(SS)	600 以下			600 以下	
	n-ヘキサン抽出物質	鉱油類含有量	5 以下			5 以下
		動植物油脂類含有量	30 以下			30 以下
	窒素含有量	240 以下			240 以下	
	燐含有量	32 以下			32 以下	
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満			5を超え9未満	
温度				45 未満		
沃素消費量				220 未満		

備考

1. 単位は ダイオキシン類：pg-TEQ/L 温度：℃ 水素イオン濃度(pH)：なし 左記以外：mg/L です。
2. ()内は、大塩、揖保川、香寺、家島、置塩北、上菅・苅野処理区に係る排除基準です。 []内は、家島処理区に係る排除基準です。
3. は、直罰対象の排除基準を示し、下水の水質がこの基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがあります(下水道法第12条の2)。
4. は、除害施設の設置等に係る排除基準を示し、下水の水質がこの基準に適合しない場合、除害施設の設置などをしなければなりません(姫路市下水道条例第9条の2及び9条の3)。
5. ※2 業種により、暫定基準が適用される事業場があります。
6. ※3 業種により、令和11年12月10日まで暫定基準が適用される事業場があります。
7. ※4 業種により、令和9年3月31日まで暫定基準が適用される事業場があります。
8. 「ダイオキシン類」に係る規制は、ダイオキシン類特別措置法第2条第2項の規定による特定施設を設置する事業場に適用されます。